各 位

汁 会 名 セガサミーホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長 代表者名 見 治 (コード番号 6460 東証第一部) 執 行 役 員 問 合 せ 先 堀 \blacksquare 正 君 (電話番号 03-6215-9955)

控訴判決に関するお知らせ(CT特許)

当社子会社、サミー株式会社がアルゼ株式会社より提起されていた特許権侵害訴訟について、知的財産高等裁判所より勝訴の判決が言渡されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

本控訴は、サミー株式会社の回胴式遊技機「ウルトラマンクラブ3」「ジャパン2」がアルゼ株式会社の特許権を侵害しているとして、74億1,668万円の支払いを命じた東京地方裁判所の判決を不服として、サミー株式会社が控訴したものです。

記

1.経緯

- (1) 平成11年10月28日 アルゼ株式会社による損害賠償請求の訴訟提起
- (2) 平成13年 6月25日 サミー株式会社から特許庁への無効審判請求
- (3) 平成14年 3月19日 東京地方裁判所はアルゼ株式会社の訴えを認める判決を言渡した
- (4) 同 日 東京高等裁判所(現:知的財産高等裁判所)に対して控訴
- (5)平成15年 1月 6日 特許庁は特許第1855980号を無効とする審決書を送達 (平成14年12月25日付)
- (6) 平成15年 1月27日 アルゼ株式会社は特許庁が下した無効審決の取消を求めて、東京 高等裁判所に審決取消訴訟を提起
- (7) 平成17年 2月21日 東京高等裁判所はアルゼ株式会社の審決取消の訴えを棄却する判 決を言渡した(特許庁の無効審決を維持)
- (8) 平成17年 3月 7日 アルゼ株式会社は東京高等裁判所が言渡した判決破棄を求めて、 最高裁判所に上告及び上告受理の申立
- (9) 平成17年 7月14日 最高裁判所はアルゼ株式会社の請求を棄却し、上告を受理しない 旨の決定(無効確定)

2. 判決の概要

- (1)判決日:平成17年10月12日
- (2)内 容:原判決中、控訴人敗訴の部分を取り消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(3)理由:権利行使をした特許権が無効により消滅した。

3.今後の見通し

現時点では、この判決により営業成績に与える影響はございません。